

村上市奨学金を返還している市内在住者を支援します —5年間で最大50万円—

村上市では、定住促進施策の一環として、村上市奨学金を受けて大学などに進学し、卒業後村上市に住んでいる人を対象に、返還された奨学金の一部を助成します。

【対象者】

次の①から⑤全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 申請日の属する年度の前年度に、村上市奨学金の返還をした人
※村上市奨学金以外の奨学金を返還した人は対象となりませんが、村上市奨学金と合わせて他の奨学金を返還している場合は、村上市奨学金の返還金分については対象となりますので、ご注意ください。
- ② 申請期間の末日時点(令和6年度の場合、令和6年7月31日)で村上市内に住所を有する人 ※常勤の国家公務員及び地方公務員を除く
- ③ 令和6年度に村上市で市民税が課税されていること(課税されていない場合は、未申告でないこと)
- ④ 市税を滞納していない人
- ⑤ 村上市奨学金返還金を滞納していない人



【補助額例1】

令和5年度返還額が12万円の場合は、3分の1の4万円が令和6年度の補助金額。

【補助額例2】

令和5年度返還額が33万6千円の場合は、3分の1の11万2千円が、10万円を超えるので補助限度額の10万円が令和6年度の補助金額。

【補助額と交付期間】

補助対象：申請日の属する年度の前年度納期分の返還金額

※令和6年度の場合、令和5年度納期分の返還金額

補助率：3分の1(千円未満の端数がある場合は、端数切捨て)

補助上限額：10万円/年(5年間で最大50万円助成)

交付期間：当初申請した年度から5年間

※令和6年度に申請した場合は、令和10年度まで対象期間

【申請方法】

①から⑤の提出書類と一緒に、学校教育課、または各教育事務所へ提出してください。

- ① 村上市奨学金返還支援補助金交付申請書兼同意書
- ② 奨学生本人の住民票の写し
- ③ 奨学生本人の納税証明書(村上市奨学金返還補助金交付申請用)
- ④ 奨学生本人が、村上市で市民税が課税されていること(非課税の場合は未申告でないこと)を確認するための書類として、次のいずれかの書類
 - ・村上市が発行する市県民税の決定通知書の写し
 - ・村上市の市県民税の申告書の本人控えの写し
 - ・村上市が発行する課税(非課税)証明書
- ⑤ 補助金の振り込みを希望する奨学生本人名義口座の通帳またはキャッシュカードの写し
(振込先は奨学生本人名義の口座に限ります)

※①については、学校教育課教育総務室及び各教育事務所で配布、または村上市のホームページからもダウンロードできます。

【申請期間】

令和6年7月1日(月)～7月31日(水) 8時30分～17時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

【 補助金交付の流れ 】

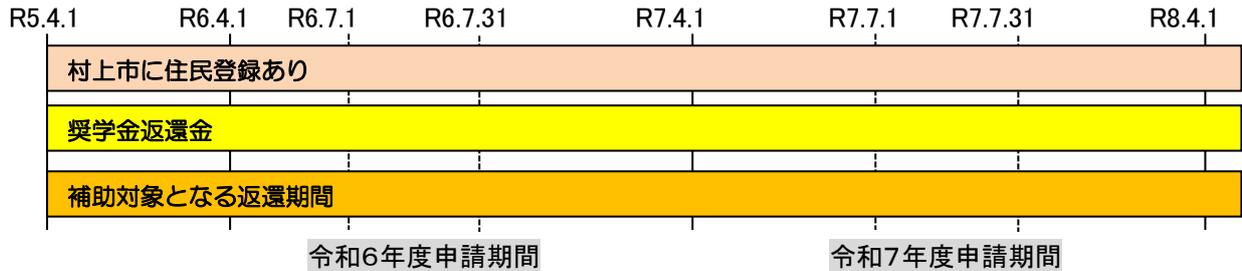
市が申請内容を審査(住民登録の有無、返還金額等)し、補助金交付決定通知書を通知します。

⇒ 通知後、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込み(10月中旬予定)

【 補助金申請対象ケース 】 例：令和6年度から申請する場合(令和10年度まで対象期間)

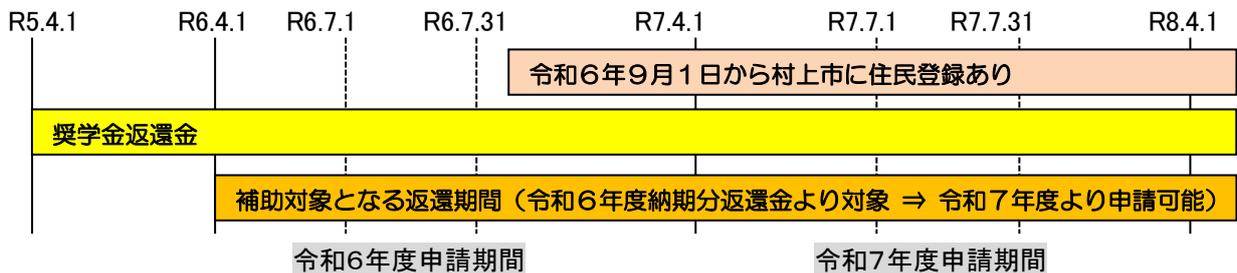
① 令和5年4月1日以前から奨学金を返還し、村上市に居住している場合

⇒ 令和6年度から申請できます。



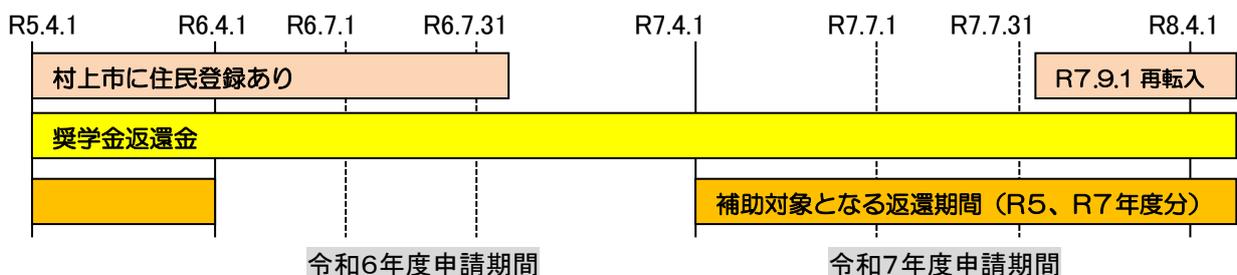
② 令和5年4月1日以前から奨学金を返還しているが、令和6年9月1日から村上市に居住する場合

⇒ 令和6年度申請時は、前年度奨学金を返還しているが、村上市民ではないため、令和6年度は申請できません。令和7年度から申請できます。



③ 令和5年4月1日以前から奨学金を返還し、令和6年9月1日に村上市から転出し、令和7年9月1日から再び村上市に居住した場合

⇒ 令和6年度は申請できるが、令和6年9月1日に村上市から転出し、令和7年度の申請期間には、村上市民ではないため、令和7年度は申請できません。また、令和7年9月1日に村上市に再転入し、再転入以降村上市民である場合は、令和8年度から申請できます。



【問い合わせ先】

村上市教育委員会 学校教育課 未来の学校創造室

電話：0254-75-8033